

令和6年4月17日

地方独立行政法人公立甲賀病院
理事長 辻川 知之

地方独立行政法人公立甲賀病院では令和6年4月15日、病院職員の非違行為に対して、以下のとおり懲戒処分を行いました。

病院職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、このような事案が発生しましたことにより、患者および市民の皆様の信頼を大きく損ねることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、全職員に対し、コンプライアンス遵守の教育と周知徹底を図り、再発防止に取り組み、患者および市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 旅費等不正受給事案の概要

令和元年度から令和5年度までに、下記のとおり旅費等を不正に受給したものの

- (1) 自家用車を使用して出張したにもかかわらず、公共交通機関を使用したものとして出張手続を行ったことにより旅費を不正に受給したものの
- (2) 研修主催者から旅費を受給したにもかかわらず、その事実を報告しないまま出張手続を行ったことにより病院からも二重に旅費を不正に受給したものの
- (3) 研修に参加していないにもかかわらず、参加したものとして出張手続を行ったことにより旅費等を詐取したものの
- (4) 自家用車通勤に伴う駐車場料金の負担を不正に免れたものの

2 処分概要

- (1) 処分内容：停職6ヶ月
- (2) 被処分者：氏名は非公表とする
 - ① 年齢：40歳代
 - ② 性別：男性
- (3) 被処分者数：1名
- (4) 処分理由：令和元年度から令和5年度までに旅費等を不正に受給したものの
- (5) 被害額：(19件) 430,968円
- (6) 処分発令日：令和6年4月15日(月)
- (7) その他の措置：被処分者は、既に病院へ被害額全額を返済しており、刑事告訴しない方針とした。

3 管理監督者に対する措置

上記1に係る管理監督責任者として、4名を口頭厳重注意とした。

4 処分者

地方独立行政法人公立甲賀病院 理事長兼院長 辻川 知之

◆問合せ先

地方独立行政法人公立甲賀病院

事務部 総務企画課

電話 0748-62-0234(代表)